

## 関西電力株式会社第98回定時株主総会における神戸市提案

※ 提案順及び章数、条数は、関西電力株式会社により取りまとめられ、整理される。

### 第 号議案 定款一部変更の件（1） 神戸市、大阪市、京都市の共同提案

#### ▼提案の内容

「第1章 総則」に以下の条文を追加する。

（経営の透明性の確保）

第 条の2 本会社は、社会との信頼関係を築くために必要な経営及び事業に関する情報を、原則全て開示し、需要家をはじめとした社会の信頼及び経営の透明性を確保する。

#### ▼提案理由

電気事業は、重要な社会基盤であり、高い公益性・公共性を有することから、電力会社は社会との信頼関係を築いた上で事業を進めていかなければならない。したがって、需要家をはじめとした社会の信頼と経営の透明性を確保するために必要な経営及び事業に関する情報を、原則全て開示する必要がある。

役員等による福井県高浜町元助役からの金品等受領問題では、十分な情報開示がなされなかったことにより、需要家の信用失墜を招いたことから、今後は、定款において、需要家の信頼と経営の透明性を確保するために必要な情報を、原則全て開示することを明確に示し、説明責任を果たすべきである。

さらに政治家及び政治的団体等への寄付等の便益供与や、例えば「原子力規制委員会」等に携わる研究者等に対する寄付その他の不正な金品の授受は一切行わないとともに、併せて競争入札による調達価格の適正化に努めることを会社の方針として明確に示すことが必要である。

第 号議案 定款一部変更の件（２） 神戸市、大阪市、京都市の共同提案

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第 章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（代替電源の確保）

第 条 本会社は、原子力発電の代替電源として、再生可能エネルギーの飛躍的な導入による自立分散型電源や同エネルギーから製造する水素の活用など、多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギー源を導入し、新たな発電事業を積極的に推進することにより、低廉で安定した電力供給の役割を担う。

▼提案理由

脱原発に向けて原子力発電所を廃止するために、当面の対策として、電力需要抑制に向けた取組みの強化や他の電力会社からの電力融通などに加え、関西以外の I P P ・コジェネ買取を含む M & A の強化等による供給力確保に最大限努めるとともに、代替電源の確保は、再生可能エネルギーや同エネルギーから製造する水素の飛躍的な導入など多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギー源の導入を進めるべきである。

第 号議案 定款一部変更の件（3） 神戸市、京都市の共同提案

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第 章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（脱原発依存と安全性の確保）

第 条 本会社は、再生可能エネルギーを最大限導入するなど原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築する。

2 前項の規定による電力供給体制が構築されるまでの間において、原子力発電所を稼働する場合は、既設の発電所等の活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、原子力発電所の安全性の確保と地域の住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行うものとする。

▼提案理由

ウクライナにおける武力紛争での原子力施設への攻撃や福島原発事故を踏まえれば、ひとたび大事故が発生すれば市民生活や経済活動への影響は過酷なものとなることは明らかである。

原子力発電を最大限に活用するため、7基体制の確立やリプレースを見据えた次世代軽水炉等の検討が進められているが、原子力発電を脱炭素社会実現のための選択肢と捉えるのではなく、再エネを最大限導入するなど原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築していく必要がある。

第1項の電力供給体制が構築されるまでの間において原子力発電所を稼働する場合は、既設発電所等の効率的な活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、原子力規制委員会の規制基準を厳格に適用することはもとより、更なる安全性の確保と地域住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行う必要がある。

第 号議案 定款一部変更の件（4） 神戸市、大阪市、京都市の共同提案

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第 章 持続可能な社会の実現への貢献

（ゼロカーボン社会の実現への貢献）

第 条 本会社は、地球温暖化を防止するため、再生可能エネルギーを主力電源にした発電事業をはじめとする事業活動に伴う CO2 排出を 2050 年までに全体としてゼロとする。

2 本会社は、第 2 条に掲げる事業の実施を通じて、社会のゼロカーボン化に貢献する。

▼提案理由

高い公益性・公共性を有する電力会社として、環境の保全と経済・社会の持続的発展へ貢献する脱炭素経営に取り組むことは不可欠であり、「ゼロカーボンビジョン 2050」で示した方向性を長期にわたる経営の根幹に据え、揺るぎなく取り組むとの会社としての決意を表明・位置づけるものとして、発電をはじめとするすべての事業活動のゼロカーボン化の実現、社会のゼロカーボン化への貢献を「定款」に記載するべきである。

このゼロカーボン化は、原子力に依存することなく、2030 年までに国内における供給電力の再生可能エネルギーの比率を 45%以上にするなどの再エネの最大限導入・主力電源化を軸に、火力のゼロカーボン化、ゼロカーボン水素の活用により実現するべきである。

第 号議案 定款一部変更の件（5） 神戸市、京都市の共同提案

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第 章 脱炭素社会の実現に向けた事業形態の革新

（気候関連のリスクと機会の開示）

第 条 本会社は、パリ協定の長期目標と整合する 2050 年までのシナリオ分析を行い、移行計画を開示する。

2 第 1 項に基づくシナリオ分析を踏まえ、中長期的な気候関連のリスクと機会を開示する。

▼提案理由

TCFD に賛同署名し 2050 年 2°C 上昇シナリオを軸に、中長期にわたる気候変動に起因する事業リスクや事業機会が定性的に分析されているものの、パリ協定の目標に沿った投融資を受けるうえで、2050 年カーボンニュートラルの実現を目指す 1.5°C 上昇シナリオについて、具体的かつ定量的な気候変動に関する財務情報開示を積極的に行う必要がある。脱炭素を軸とした新しい価値と中長期的な視点を持ち、企業価値の向上と持続的な成長を果たしていくべきである。

第 号議案 定款一部変更の件（6） 神戸市、京都市の共同提案

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第 章 脱炭素社会の実現に向けた事業形態の革新

（E S G要素に連動する役員報酬制度の導入）

第 条 本会社は、二酸化炭素の排出削減を推進する経営体制を確保するため、E S G要素に連動する役員報酬制度を導入する。

▼提案理由

経営陣が主体的・積極的に脱炭素を軸とした取組を進めていくため、二酸化炭素排出削減目標の達成状況等をはじめとする ESG 要素に連動する役員報酬制度を導入する必要がある。

パリ協定の長期目標と整合する削減目標を着実に達成することにより、持続可能な発展に貢献していくべきである。